

## 【審査項目】 議会の定めた一問一答方式の拒否

資料番号	資料名	主な発言
4-1	津島市議会先例集 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津島市議会の先例集について、一問一答形式における取決めについての確認。</li> <li>・これに沿って行っていくのが基本。</li> <li>・我々はやっています。</li> <li>・別に独自のルールでやっているわけではないという部分だけちょっと皆様には御認識をいただきたいなと思います。</li> </ul>
4-2	市議会への確認事項 (照会) 市長→議長	_____
4-3	市議会への確認事項 への回答 議長→市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我々議会側が、議員は質問内容について理事者側と事前のヒアリングをしっかりと行うことと確認した書面を理事者側に提出しているという経緯。</li> <li>・我々としてのプロセスとして代表者会も開いて文書を決めて、皆さんで確認していただいたものを議会として発行したという形。</li> <li>・議会内で決まったことというので、やっぱり従っていくべきだと思います。</li> </ul>
5	一般質問の通告状況 対照表 (令和7年9月 第3回 定例会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この間の9月の議会、皆様の一般質問を行われましたが、10人で件名としては19、要旨の数としては35で、井桁さんにおかれましては、件名が1、要旨が42で、これが先ほどの部分とちょっとリンクしてくるんですけど、ヒアリングがやはり行われていない。</li> <li>・彼の場合は、一方的に要旨を投げて、ヒアリングはもう済んでいるだろうと、前と一緒にだろうとかという回答の中でいくわけですよ。</li> <li>・とてもこれは質問じゃないですね、こんなのは。</li> <li>・こんなものは質問じゃないと思いますし、自分の意見の主張をしているだけなんで、全然認められないと思います。</li> <li>・一般質問は、一議員に与えられた時間が答弁を含めて60分で、要旨が42あると、例えば全項目やるとして1分発言しても42分で、とてもじゃないですけど、やれないというか。だから、本当にきちんとやるのであれば、やっぱり今回はこれをやるというように要旨を絞ってやらないと。</li> <li>・やっぱり42の要旨を上げるということは、ちょっと初めからきちんとしたヒアリングを行うということはもう厳しいと思います。</li> </ul>

資料番号	資料名	主な発言
6	井桁議員に対する一般質問のヒアリング状況（令和7年6月第2回・9月第3回定例会）	_____
	「議会の定めた一問一答方式の拒否」まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングにつきましては、やっぱり一問一答式、確認事項で認められたわけですから、ルールに基づいてやっていただかないと。</li> <li>・一問一答式でこっちが聞いたことに対して理事者がしっかり答えると。そのほうが全然議会として分かりやすいですし、進行もスムーズにいく。</li> <li>・要旨を絞ってきちんとヒアリングしていくというのが原則だと思いますので、それを考慮すると、やっぱりちょっと認識をきちんと改めていただく方向でと思います。</li> </ul>